

平成21年3月27日
金融庁

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

金融庁では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件は、「継続企業の前提に関する注記」に係る開示について、国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性を高めるため、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うものです。

改正の概要は以下のとおりです。

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の改正

従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、財務諸表(連結財務諸表)において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めていたが、国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性を踏まえ、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしていなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、財務諸表(連結財務諸表)において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めるための改正を行う。

具体的な注記事項は以下のとおり。

- (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

※上記改正を踏まえ、「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(財務諸表等規則ガイドライン)についても所要の改正を行う。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

有価証券届出書(有価証券報告書)の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、以下の記載を求めるための改正を行う。

(1) 「事業等のリスク」

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容を記載する。

(2) 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」

「事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当

該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に記載する。

※上記改正を踏まえ、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)についても所要の改正を行う。

3. その他内閣府令等の改正

上記1. 及び2. の改正を踏まえ、銀行法施行規則その他の内閣府令等について、所要の改正を行う。

(施行日)

公布の日から施行する(平成21年3月末決算に係る財務諸表(有価証券報告書)等から適用する)。

具体的な内容及び規制の事前評価書については(別紙1)～(別紙15)を御参照ください。

※なお、平成21年3月26日に「監査基準の改訂について(公開草案)の公表について」を公表していますので、併せて御参照ください。

本件の一部改正(案)は、平成21年3月末決算に係る財務諸表(有価証券報告書)等から適用するため、いただいたご意見を検討した上で速やかに決定する必要があり、行政手続法第40条第1項で定める「三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続(パブリックコメント)は3月27日(金)から4月6日(月)までの期間としています。本パブリックコメント終了後、速やかに上記一部改正府令を公布する予定です。

この案について御意見がありましたら、平成21年4月6日(月)17:00(必着)までに、氏名又は名称、住所、所属及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

なお、いただいた御意見につきましては、氏名又は名称を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

ご意見の募集は終了しました。ご協力ありがとうございました。

御意見の送付先

金融庁総務企画局企業開示課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6266

ホームページ・アドレス：<http://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- (別紙1)～(別紙4)、(別紙15)について
総務企画局企業開示課(内線3672、3669)
- (別紙5)について
監督局銀行第2課(内線3327)
- (別紙6)、(別紙11)について

総務企画局企画課保険企画室(内線3554)・・・「別紙様式」以外
監督局保険課(内線3486)・・・「別紙様式」

- (別紙7)、(別紙8)について
総務企画局信用制度参事官室(内線3570、3568)・・・「別紙様式」以外
監督局総務課(内線3313)・・・(別紙7)の「別紙様式」
- (別紙9)、(別紙10)、(別紙14)について
総務企画局信用制度参事官室(内線3570、3568)・・・「別紙様式」以外
監督局総務課協同組織金融室(内線3389、3374、2789)・・・「別紙様式」
- (別紙12)、(別紙13)について
総務企画局市場課(内線3621、3606)

- (別紙1)  財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正(案)(PDF:65K)
- (別紙2)  「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)等の一部改正(案)(PDF:105K)
- (別紙3)  企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案)(PDF:60K)
- (別紙4)  企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)(PDF:149K)
- (別紙5)  無尽業法施行細則の一部改正(案)(PDF:99K)
- (別紙6)  船主相互保険組合法施行規則の一部改正(案)(PDF:107K)
- (別紙7)  銀行法施行規則の一部改正(案)(PDF:231K)
- (別紙8)  長期信用銀行法施行規則の一部改正(案)(PDF:68K)
- (別紙9)  信用金庫法施行規則の一部改正(案)(PDF:113K)
- (別紙10)  協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(案)(PDF:121K)
- (別紙11)  保険業法施行規則の一部改正(案)(PDF:248K)
- (別紙12)  特定目的会社の計算に関する規則の一部改正(案)(PDF:61K)
- (別紙13)  投資法人の計算に関する規則の一部改正(案)(PDF:61K)
- (別紙14)  労働金庫法施行規則の一部改正(案)(PDF:120K)
- (別紙15)  規制の事前評価書(PDF:85K)

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
（継続企業の前提に関する注記） 第八条の二十七 貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別	（継続企業の前提に関する注記） 第八条の二十七 貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
8 の27-1 規則第8条の27に規定する継続企業の前提とは、「監査基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。	8 の27-1 規則第8条の27に規定する継続企業の前提とは、「監査基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。
8 の27-2 規則第8条の27に規定する継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況については、監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、債務超過、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の資産の毀損又は喪失若しくは権利の失効、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、法令等に基づく事業活動の制約等が含まれることに留意する。なお、これらの事象又は状況が複合して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況となる場合もあることに留意する。	8 の27-2 規則第8条の27に規定する継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況については、監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は、債務超過、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の資産の毀損又は喪失若しくは権利の失効、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、法令等に基づく事業活動の制約等が含まれることに留意する。なお、これらの事象又は状況が複合して、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況となる場合もあることに留意する。
8 の27-3 規則第8条の27の注記において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、例えば重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が企業固有のものであるか否か、同条第2号に規定する対応策を講じてもおお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かといった観点から、実態に即して実質的に判断を行うものとし、8の27-2に規定する事象又は状況が存在するか否かといった画一的な判断を行うことのないよう留意する。	8 の27-3 規則第8条の27の注記において、貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合若しくは当該事象又は状況が変化した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することに留意する。
8 の27-4 規則第8条の27第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年以上の対応策を記載することに留意する。	8 の27-4 規則第8条の27第3号に規定する経営者の対応及び経営計画については、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年以上の経営計画等を記載することに留意する。
8 の27-5 貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生し、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条の4に規定する後発事象に該当することに留意する。	8 の27-5 貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条の4に規定する後発事象に該当することに留意する。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(32) (略) (33) 事業等のリスク a (略) b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な顕著を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実(36)において「重要事実等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容を記載すること。 c (略) (34)・(35) (略) (36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a (略) b 「4 事業等のリスク」において、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に記載すること。 c (略) (37)～(87) (略)	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(32) (略) (33) 事業等のリスク a (略) (新設) b (略) c (略) (34)・(35) (略) (36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a (略) (新設) b (略) c (略) (37)～(87) (略)

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改	正	案	行
B 個別ガイドライン	B 個別ガイドライン	B 個別ガイドライン	B 個別ガイドライン
I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン	I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン	I 「事業等のリスク」の記載例に関する取扱いガイドライン	I 「事業等のリスク」の記載例に関する取扱いガイドライン
1. 開示府令第2号様式記載上の注意(33) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1) (略) a. c (略) (2) (略) a. c (略) (3) (略) a. b (略) (4) (略) a. e (略) (5) (略) a. b (略) (6) (略) a. b (略) (7) (略) a. d (略) (8) (略) a. b (略) (9) (略) a. d (略) (10) (略) a. c (略) (11) (略)	1. 開示府令第2号様式記載上の注意(33) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1) (略) a. c (略) (2) (略) a. c (略) (3) (略) a. b (略) (4) (略) a. e (略) (5) (略) a. b (略) (6) (略) a. b (略) (7) (略) a. d (略) (8) (略) a. b (略) (9) (略) a. d (略) (10) (略) a. c (略) (11) (略)	開示府令第2号様式記載上の注意(33)に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. (略)	開示府令第2号様式記載上の注意(33)に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. (略)
2. 開示府令第2号様式記載上の注意(33) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況」は、おおむね以下に掲げる事実又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1) 売上高の著しい減少	2. 開示府令第2号様式記載上の注意(33) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況」は、おおむね以下に掲げる事実又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1) 売上高の著しい減少	(新設)	(新設)

(2) 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス

(3) 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上

(4) 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上

(5) 債務超過

(6) 営業債務の返済の困難性

(7) 借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性

(8) 社債等の償還の困難性

(9) 新たな資金調達の困難性

(10) 債務免除の要請

(11) 売却を予定している重要な資産の処分の困難性

(12) 配当優先株式に対する配当の遅延又は中止

(13) 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶

(14) 重要な市場又は得意先の喪失

(15) 事業活動に不可欠な重要な権利の失効

(16) 事業活動に不可欠な人材の流出

(17) 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分

(18) 法令に基づく重要な事業の制約

(19) 巨額な損害賠償金の負担の可能性

(20) ブランド・イメージの著しい悪化

Ⅱ 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン

(新設)

開示府令第2号様式記載上の注意(36) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容(実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。)を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある(ただし、これに限るものではないことに留意する。))。

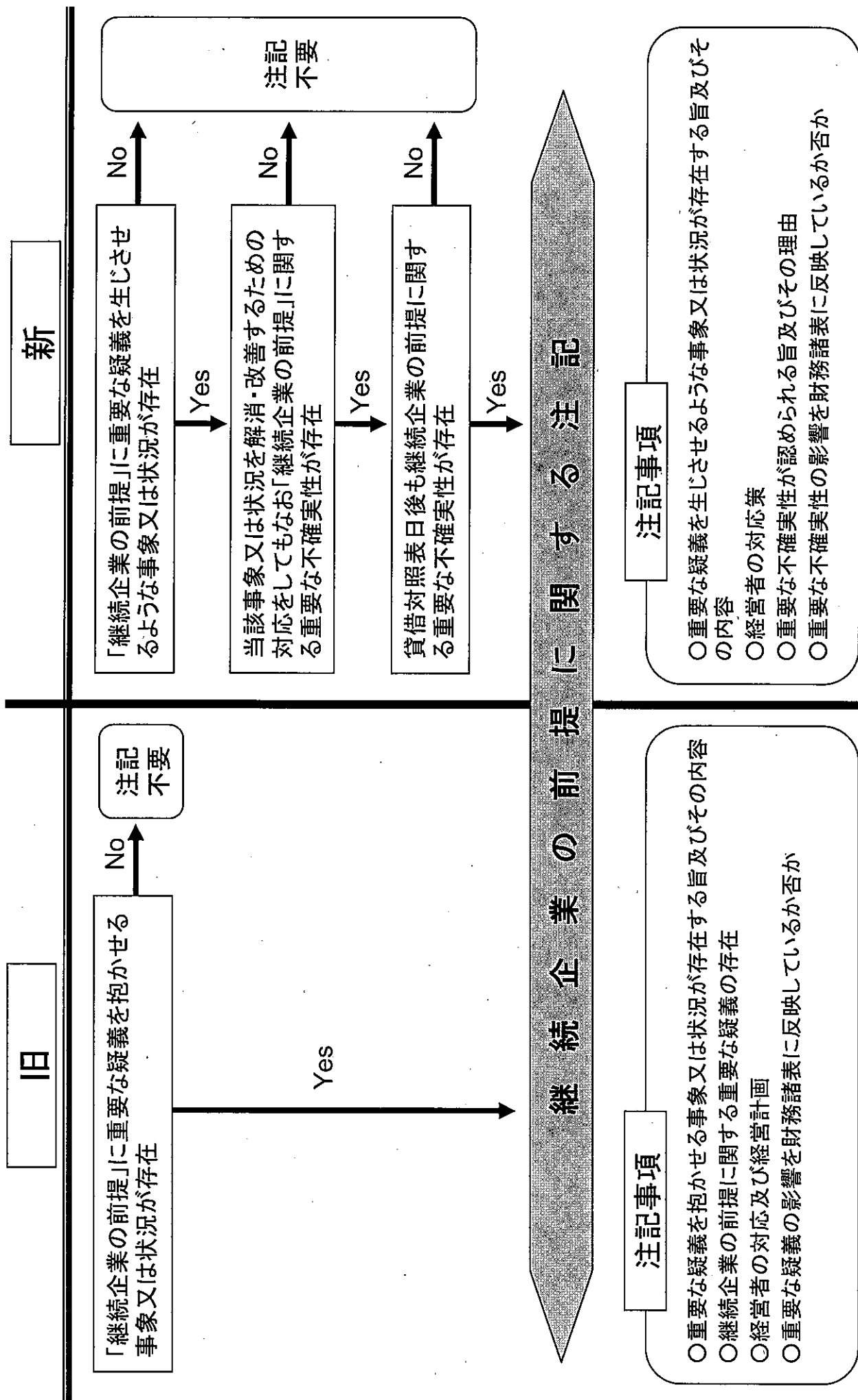
(1) 資産の処分(有価証券、固定資産等の売却等)に関する計画

(2) 資金調達(新規の借入れ又は借換え、新株又は新株予約権の発行、社債の発行、短期借入金の当座貸越枠の設定等)の計画

(3) 債務免除(借入金の返済期日の延長、返済条件の変更等)の計画

(4) その他(人員の削減等による人件費の削減、役員報酬の削減、配当の支払いの減額等)

「継続企業の前提」に関する注記の判断



従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「注記」に至らないケースが生じることとなること等を踏まえ、「事業等のリスク」や「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」〔いずれも非監査〕において開示

旧

「事業等のリスク」等（監査対象外）

- 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項
- 財政状態及び経営成績に関する分析・検討

新

「事業等のリスク」等（監査対象外）

- 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項
 - ・事業継続の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等が含まれることを明確化
- 財政状態及び経営成績に関する分析・検討
 - ・上記事象等の分析・検討、解消・改善するための対応策等が含まれることを明確化